

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本感染症予報協会と称し、英文では Japan Association for Infectious Disease Forecasting と表記する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 呼吸器感染症の流行状況を元に流行を予測した「感染症予報」情報をメディア・自治体・医療機関等と連携し広く国民に提供することにより、感染対策を効率的かつ迅速に周知し、国民の健康の維持に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)呼吸器感染症の流行予測モデルの開発および運用事業
- (2)感染症予報に関する情報の収集、分析、発信事業
- (3)メディア・自治体・医療機関等との連携による情報提供事業
- (4)感染症予防に関する教育・啓発・研修事業
- (5)学術研究および政策提言事業
- (6)その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 会員

(会員の構成)

第6条 この法人の会員は、次の2種とする。

- (1)社員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2)賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとするものは、会員の紹介を得た上で、当法人所定の様式による申し込みを行い、理事長の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、当法人が別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の議決により、これを除名することができる。

(1)この定款または当法人が定める規定に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格の喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)退会の申し出をしたとき。

(2)本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4)除名されたとき。

第3章 社員総会

(種別)

第12条 この法人の社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会とする。

(社員総会の構成)

第13条 社員総会は、社員をもって構成する。

(社員総会の開催)

第14条 通常社員総会は、毎年3月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(社員総会の招集)

第15条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき理事長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知する。

(決議の方法)

第16条 社員総会における議決事項は、前条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 社員総会の議事は、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決権)

第17条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長が不在のときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(種別及び定数)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事2人以上50人以下
- 2 理事のうち1人を理事長とし、副理事長を2名置くことができる。
- 3 当法人の理事長を一般法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第21条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選によって定める。

(任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 理事長は、当法人を代表し、その業務を統括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し業務執行を行う。

(解任)

第24条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人からける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(名誉理事及び顧問)

第26条 この法人に、名誉理事及び顧問若干名を置くことができる。

- 2 名誉理事及び顧問は、学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉理事及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。
- 4 名誉理事及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第5章 会計

(事業年度)

第27条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第28条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。